

日田市規則第1号

日田市自動車臨時運行許可業務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月10日

日田市長 原 田 啓 介

日田市自動車臨時運行許可業務取扱規則の一部を改正する規則

日田市自動車臨時運行許可業務取扱規則（平成14年規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書の受付)</p> <p>第3条 申請書を受け付けたときは、当該申請書に<u>受付印を押印し、受付年月日及び受付番号</u>を記載するとともに、当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「保険証明書」という。）により保険会社名及び保険証明書の番号を確認し、記載しなければならない。</p> <p>(審査)</p> <p>第5条 申請に対する審査は、前条の基準によるもののほか、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(申請書の受付)</p> <p>第3条 申請書を受け付けたときは、当該申請書に<u>受付年月日</u>を記載するとともに、当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「保険証明書」という。）により保険会社名及び保険証明書の番号を確認し、記載しなければならない。</p> <p>(審査)</p> <p>第5条 申請に対する審査は、前条の基準によるもののほか、次に掲げるところによるものとする。</p>

(1) 申請者に関して必要があると認めるときは、次に掲げるもののいずれかにより本人であることを確認するとともに、自動車の使用関係をたずねること。

ア～ウ 略

(2) 自動車に関して必要があると認めるときは、法第7条第1項第2号の車台番号（以下「車台番号」という。）の拓本を提出させること。ただし、次に掲げる書類のいずれかにより自動車の同一性が確認できるときは、この限りでない。

ア 自動車検査証

イ 登録識別情報等通知書又は一時抹消登録証明書

ウ 自動車通関証明書等（完成検査終了証、排出ガス検査終了証及び輸入車特別取扱自動車届出済書を含む。）

エ 自動車検査証返納証明書

オ 完成検査終了証及び譲渡証明書

カ 自動車製作証明書及び譲渡証明書

キ 限定自動車検査証

ク その他自動車の同一性を確認できる書面

(3)及び(4) 略

(許可台帳)

第9条 許可をしたときは、申請書に許可年月日、許可番号及び番号標番号を記載するとともに、臨時運行許可台帳（様式第3

(1) 申請人に関して必要があると認めるときは、次に掲げるもののいずれかにより本人であることを確認するとともに、自動車の使用関係をたずねること。

ア～ウ 略

(2) 自動車に関して必要があると認めるときは、法第7条第1項第2号の車台番号（以下「車台番号」という。）の拓本を提出させること。ただし、次に掲げる書類のいずれかにより自動車の同一性が確認できるときは、この限りでない。

ア 抹消登録証明書

イ 譲渡証明書

ウ 通関証明書

エ 自動車検査証

オ その他自動車の同一性を確認できる書面

(3)及び(4) 略

(許可台帳)

第9条 許可をしたときは、申請書に許可年月日、許可番号及び番号標番号を記載するとともに、臨時運行許可台帳（様式第3

号。以下「許可台帳」という。)に許可年月日、申請者の氏名又は名称、車台番号、有効期間、番号標番号及び運行目的を記載しなければならない。

2及び3 略

号。以下「許可台帳」という。)に交付年月日、許可番号、番号標番号、許可の有効期間、車名、車台番号、申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載しなければならない。

2及び3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。